

## 岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰の影響を受けている認定こども園、認可保育所、幼稚園、小規模保育事業所、一時保育施設、病児・病後児保育施設及び認可外保育施設（以下「児童福祉施設等」という。）を支援するために支給する岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項の規定に基づき設置された幼保連携型認定こども園のうち学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）により設置されたものをいう。
- (2) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した保育所をいう。
- (3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により愛知県知事の認可を受けている私立幼稚園をいう。
- (4) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。
- (5) 一時保育施設 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施するために岩倉市（以下「市」という。）から委託を受けている施設をいう。
- (6) 病児・病後児保育施設 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を実施するために市から委託を受けている施設をいう。
- (7) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定に基づく届出を要する施設のうち、市に当該届出を行っている施設をいう。ただし、居宅訪問型を除く。

(支援の対象となる施設)

第3条 支援金の支給の対象となる施設（以下「支援対象施設」という。）は、市内の児童福祉施設等であって、令和5年7月1日時点において、継続的に保育事業を行っているものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

区分	支援金の額
認定こども園	80,000円
認可保育所	80,000円
幼稚園	80,000円
小規模保育事業所	40,000円
一時保育施設	40,000円
病児・病後児保育施設	40,000円
認可外保育施設	120,000円

2 支援金の支給は、支援対象施設1施設につき1回限りとする。

(支援金の支給の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支援対象施設の長は、岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援金の支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第2）又は岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請却下通知書（様式第3）により、当該支援対象施設の長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定したときは、当該支援対象施設の長に対し、速やかに支援金を支給するものとする。

(支給の決定の取消し)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者があるときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 第7条及び第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

所在地

児童福祉施設等名

代表者名

連絡先

岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 児童福祉施設等の区分 区分 : \_\_\_\_\_

2 申請額金 \_\_\_\_\_ 円

下記口座にお振り込みください。

補助金請求額	金 円						
(振込先) 金融機関	銀行 信用金庫 農協						支店
種 別	普通 当座						
口座番号							
(フリガナ)							
口座名義人							

様式第2 (第6条関係)

岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付で支給申請のありました岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 児童福祉施設等の区分 区分 : \_\_\_\_\_

2 支給決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3（第6条関係）

岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請却下通知書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付で申請のありました岩倉市児童福祉施設等物価高騰対策支援金支給申請書を審査した結果、下記理由により申請を却下します。

記

1 児童福祉施設等の区分 区分：\_\_\_\_\_

2 却下の理由